

社 援 発 0329 第 1 号

平成 31 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正
する法律の一部施行について（平成31年4月1日施行分）

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）については、平成30年6月8日に公布され、その概要について、「「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（平成30年6月8日付け子発0608第1号、社援発0608第1号。厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知）を発出したところである。

今般、平成31年4月1日から改正法の一部が施行されることに伴い、生活困窮者自立支援法施行令及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第21号。以下「改正政令」という。）が同年2月8日に、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第43号。以下「改正省令」という。）が同年3月29日に公布され、同年4月1日から施行される。

今回施行される改正政令及び改正省令について、その趣旨及び主な内容を下記のとおり通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正政令による生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）の一部改正

子どもの学習・生活支援事業が生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第7項に規定されたことに伴い、市等又は都道府県が行う当該事業に対する国の補助の額を、当該事業の実施に要する費用の額（その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額としたこと。（第2条第2項関係）

第2 改正省令による生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）の一部改正

1 改正の趣旨

法第3条第6項に規定する生活困窮者一時生活支援事業に追加された同項第2号に規定する事業（以下「地域居住支援事業」という。）について、省令委任事項である（1）利用期間（2）事業内容を規定するもの。

2 改正の内容

（1）地域居住支援事業の利用期間

改正法による改正後の法第3条第6項第2号に規定する厚生労働省令で定める期間について、「1年を超えない期間」としたこと。（第8条の2関係）

（2）地域居住支援事業の内容

地域居住支援事業においては、シェルター等を利用していた者や居住に困難を抱え地域社会から孤立している者に対し、地域における継続的・安定的な居住の確保を図るために行う支援として、具体的には以下のような取組を行う。

- ・ 支援員が訪問し、見守り・生活支援を行うとともに、地域との交流を促進することにより、支援を必要とする者同士や地域住民との支え合い（互助）による住民主体の見守り・生活支援が行われる関係性を構築するための支援
- ・ 住居の確保や現在の住居における安定した居住の継続に関する支援
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業の支援員をはじめとする支援関係者との連絡調整等、利用者の状況等に応じた適切な支援が提供される体制の構築を目的とした支援

上記を踏まえ、改正法による改正後の法第3条第6項第2号に規定する厚生

労働省令で定める便宜について、「訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援」としたこと。(第8条の3関係)